

平成 27 年度事業経過報告

一 制度対策に関する活動状況

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信、空家対策、耕作放棄農地対策等)

(1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」について継続的に発信していくことを意識してきた。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、土地家屋調査士が参画、関与し、専門性を発揮するような環境を整えるべく情報収集・発信を行っている。

全国の空家対策に関する取組の実態調査を進めるため、研究所、社会事業部と連携した。
(詳細は研究所の項)

さらに、法務省から、空家等対策において、法務省、日本司法書士会連合会とともに三者連携で多角的及びトータルの(入口から出口まで)にサポートできる取組を行いたいとの意向が示されたことを受け、対応方策を検討してきたところである。

(3) 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会に出席する等土地家屋調査士としての現状の問題点の説明と提言を継続的に行った。

なお、同検討会の検討取りまとめとして、平成 28 年 3 月 15 日付けで国土交通省から公開されたガイドラインについて、各土地家屋調査士会へ周知した。

また、隣接する土地の所有者が不明の土地における筆界特定制度の枠組みの中で対処する方策について、法務省と打合せを重ねたところである。

(4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～」(骨太の方針 2015) について

政府が取り組む今後の経済財政運営の方針である「経済財政運営と改革の基本方針 2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～」(骨太方針の 2015) が、閣議決定され示されたが、連合会の働きかけもあり、同方針に、登記所備付地図の整備が盛り込まれた。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

(法改正、業務拡大、業務情報公開システムの実証実験と検討、受託環境整備等)

それぞれのテーマに合わせ P T を組成し、制度対策本部員での打合せ等を行い、協議、検討、対応を行った。

業務情報公開システムの実証実験と検討については、システム提供会社と具体的な公開内容等についての協議を経た後、システム構築に当たり、地域差や土地家屋調査士の保有する情報の社会的有用性を検証するとともに、今後のシステム構築に役立てることを趣旨として平成 27 年 9 月 1 日付け文書をもってモニターを募集した結果、神奈川・札幌・高知の各土地

家屋調査士会の会員をモニターとして、同年 11 月から 12 月までの期間においてモニターへの説明会を行い、主に情報登録ツールについてのモニタリングに協力いただいた。

3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処

(権限委譲、規制改革、T P P 等)

即応できるよう情報収集に努めている。

T P P については、平成 27 年 10 月 20 日に開催された政府主催の「T P P 協定交渉の大筋合意に関する説明会」に出席し、土地家屋調査士業務に関係がある越境サービス分野については、社会事業サービス、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等は、政策上、将来にわたって規制を導入、又は強化する必要がある分野とされており、包括的な留保の対象となっているとの説明を受けた。

また、土地家屋調査士による成年後見制度への関り方について打合せを行った。

4 A D R 認定土地家屋調査士に関する課題対応

平成 27 年度から制度対策本部の事業として掲げたものであるが、次年度は民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応として、更に広く捉え検討していくこととしている。

5 制度対策戦略会議の有機的活用

(1) 平成 27 年度については、特に土地家屋調査士による筆界立会いの代理権・要請権等について、連合会顧問との意見交換を行い、法改正を視野に入れた改正試案についての協議を重ねてきたところである。

(2) 筆界特定制度創設 10 周年記念講演会 (平成 28 年 1 月 14 日、東京ドームホテル)

第 2 回全国会長会議終了後、法務省との共催により、連合会顧問の房村精一氏 (元法務省民事局長) に「筆界特定制度 10 年の歩みと未来への提言」と題する講演をいただいた。

出席者：約 200 名

(内訳：法務省民事局関係者 22 名、土地家屋調査士会長 50 名、連合会役員 33 名、土地家屋調査士会会員約 65 名、一般参加約 30 名)

(3) 制度の将来を考える会議関係について

平成 27 年度の協議結果を踏まえ、平成 28 年度は土地家屋調査士のグランドデザインの作成に向け、更に検討を重ねることとしている。

6 東日本大震災の復興支援と防災体制の強化

連合会、被災 3 会、その他の土地家屋調査士会が行うことのできる復興支援について引き続き対応してきたところである。

7 国際化への対応及び学識者との共同研究の強化

第10回国際地籍シンポジウムの予備会議に出席した。今後、同シンポジウムへの論文募集について、先般各土地家屋調査士会へ周知したところである。

なお、同シンポジウムは、平成28年10月19日、20日の期間、台湾・台中市において、開催される予定である。

また、研究所の諸外国の地籍制度等の研究や土地家屋調査士業務に係る学識者・学会・学術団体との交流を積極的に行ってきたところである。

8 過去の研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策

継続的に法務省、関連団体等へ提言、意見交換等を行ってきた。

9 マンション関連検討チームの組成と活用

土地家屋調査士には、マンションを始め、区分建物の表示に関する登記に関して、豊富な経験と実績があると捉え、その知見を活用すべく協議を行い、事例を収集しているところである。

10 その他緊急課題への対応

緊急の事態又は上記項目以外の事項について情報等の収集と対応に努めてきたところである。

平成27年度は、これまで、全国土地家屋調査士政治連盟とともに政党への要望活動、法務省等のパブリックコメントの実施に伴う打合せ、日弁連との筆界特定制度に関する勉強会、QZSS（基準点測量）の利用促進に対する対応、ネットワーク型RTK観測法の利用検討打合せ、マイナンバー制度対応に関するWG、役員選任に関する検討特別委員会、空家問題・不動産売却関連に関するセミナー出席による情報収集、建物所在図の作成、中長期的な地籍整備に関する外部検討会出席等々の対応を行ったところである。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

① 土地家屋調査士会の情報公開に関する細則（モデル）の一部改正

土地家屋調査士会の情報公開に関する細則（モデル）第4条第2項第3号において、業務の禁止の処分を受けた場合の情報公開について規定されているが、同条第3項にお

いて、「…会員でなくなったときは、これを抹消しなければならない。」と規定されているところ、業務の禁止の処分を受けた場合、土地家屋調査士法第15条第1項に規定するとおり、土地家屋調査士の登録を取り消さなければならないことから、会員ではなくなり、同細則（モデル）第4条第2項第3号に基づく情報公開をすることができず、不整合が生じていることから、これを是正することを目的として一部改正を行った（平成27年4月24日施行）。

② マイナンバー制度への対応（マイナンバー制度対応WGにおいて検討）

平成28年1月から、いわゆるマイナンバー制度（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等）が実施されることから、これに伴う対応として、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を新設した（平成27年10月16日施行、同年12月11日一部改正（同日施行））。

また、平成27年11月12日に、各土地家屋調査士会の事務局職員及び担当役員を対象としたマイナンバー制度に関する情報提供及び連合会における取組に関する説明会を開催した。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応してきた。

また、「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」について、平成26年度に取りまとめた新たな事例を各土地家屋調査士会へ送付した（平成27年5月22日付け日調連発第57号）。

なお、平成27年度においても、各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、同照会回答事例集に新たな事例として追加したものを作成し、各土地家屋調査士会へ送付した（平成28年3月8日付け日調連発第324号）。

さらに、土地家屋調査士法第42条及び同第43条に基づく懲戒処分に関する資料を収集して取りまとめ、「土地家屋調査士懲戒処分事例集」を作成し、各土地家屋調査士会へ送付した（平成28年3月11日付け日調連発第332号）。同懲戒処分事例集は、各土地家屋調査士会に頒布するほか、連合会で希望部数を取りまとめ、一括して発注・印刷する有償頒布を行ったところ（平成27年12月22日付け日調連発第264号）、各土地家屋調査士会から12,298部の注文があった。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努め、各土地家屋調査士会に関係資料を参考送付した（平成27年5月13日付け日調連発第46号、平成27年10月19日付け日調連発第174号）。

(4) 大規模災害対策に関する検討

発生が危ぶまれている首都直下地震に対して、連合会の会務運営が困難になる事態等を想定し、連合会の防災対策の強化を図り、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢の構築を推進するため、防災用品等の点検・設置を行った。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直しを行った。

連合会のシステム環境の現状分析と改善案の提案を業者に依頼したところ、平成 28 年度にグループウェアを導入する方向で進めることとした。

また、政府が統一的な指導基準として定めた「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において求めている当該業種（土地家屋調査士）の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者（いわゆる外部理事及び外部監事）の登用について、日本土地家屋調査士会連合会会則等の整備が必要であるところから、改正に向けた準備を行った。

さらに、現在の関係法令に適正に対応することを目的として、日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）等の見直しを行った。

3 オンライン登記申請への対応

(1) 表示に関する登記申請の完全オンライン化への取組について

平成 27 年度事業方針大綱に則り、「オンライン登記推進室」において、表示に関する登記申請の完全オンライン化に向けた取組を行った。

平成 26 年 4 月 1 日に示された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を受け、オンライン登記申請の促進策として法務省民事局民事第二課に重ねて要望し、協議を進めてきた結果、平成 27 年 6 月 1 日から、オンライン登記申請における法定外添付情報の原本提示省略の取扱いが開始された。今後も、引き続き、表示に関する登記申請の完全オンライン化に向け、法務省民事局民事第二課と協議を行っていく。

(2) 会員への情報提供について

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書（以下「電子証明書」という。）を用いたオンライン登記申請を行うために必要なパソコンの環境設定に関して、会員の業務が円滑に行えるよう情報やツールの提供に努めた。

(3) Windows10 環境におけるオンライン登記申請について

法務省の「登記・供託オンライン申請システム」及びセコムトラストシステムズ株式会社が発行する電子証明書を用いた電子署名について、Windows10 環境において正常に動作することが確認されたことについて、平成 28 年 2 月 15 日付け日調連発第 307 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせした。

なお、Windows10 から新しく搭載されたブラウザ Microsoft Edge については、登記・供託オンライン申請システムの推奨環境の対象外となっているため、かんたん証明書請求、供託かんたん申請及び申請用総合ソフトを利用する場合は、Internet Explorer 11 を使用するよう併せてお知らせした。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士であることを証明する電子証明書の発行及び取消等の業務について、申込みに対する速やかな手続に努めている。

(1) 電子証明書発行状況

発行枚数 10,066 枚（累計）

有効枚数 9,864 枚

（平成 28 年 3 月 31 日時点）

※ 民間認証へ局移行する前の日本土地家屋調査士会連合会特定認証局が発行した電子証明書（IC カード）所持者：12,374 人

(2) 電子証明書発行負担金の割引終了について

移行後の認証局において最初に発行する電子証明書の発行負担金は、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局において発行した有効な IC カードの有効期限までの残存期間によって、割引金額を適用していたが、その取扱いは、平成 28 年 3 月 31 日までの消印で連合会に到着した利用申込書を対象としていることについて、同年 1 月 19 日付け日調連発第 288 号をもって各土地家屋調査士会に会員への周知を依頼した。

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報の連合会ホームページへの掲載について、適切に運用を行った。

また、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失又は盗難状況を連合会ホームページにおいて公開することについて、法務省から要請があったことから、平成 27 年 12 月から情報公開を開始した。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

なお、貸事務所については、平成 25 年 1 月から賃借している契約の期間が満了することから、同契約を更新した。

7 役員選任に関する検討

平成 26 年度第 1 回全国会長会議において、土地家屋調査士制度を取り巻く状況に対応する

ため、連合会の役員選任についてグループ討論が行われ、検討を行うべきとの意見が示されたことから、より一層の適切な役員選任の在り方を模索する上で、「役員選任に関する検討特別委員会」を組成して、役員選任における課題となっている事項を諮問事項として、同特別委員会へ答申を求めていたところ、平成 28 年 1 月 13 日に、同特別委員会から諮問に対する答申が行われた。過去の検討なども精査しながら、役員選任に関する検討を行った。

8 大規模災害対策基金の募集

大都市圏の直下型地震や広範囲にわたる巨大地震等予期せぬ災害に備え、土地家屋調査士会員及び土地家屋調査士会が地域住民からの要望に応えられる事務所機能の維持を図るため、平成27年度の大規模災害対策基金への募金計画として、会員1人当たり、概ね1,000円に相当する額を目標とする募金協力を各土地家屋調査士会へ依頼した（平成27年9月17日付け日調連発第147号）。

9 登録事務

(1) 土地家屋調査士の登録等件数

新規登録 413 件、会変更の登録 39 件、事項変更の登録 916 件、登録の取消し 623 件、土地家屋調査士登録証明書の交付 842 件。

(2) 土地家屋調査士法人の届出等件数

成立の届出 26 件、会変更の届出 0 件、従たる事務所設置の届出 18 件、その他の変更の届出 236 件、解散の届出 6 件、合併の届出 1 件、清算終了の届出 5 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書の交付 8 件、土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書の交付 94 件。

(3) 登録審査会

平成 27 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者は 83 名であった。その後、再入会した者が 0 名、業務廃止等の手続を採った者が 38 名で、残り 45 名について、登録審査会（平成 27 年 12 月 9 日開催）に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、平成 27 年 12 月 9 日付けでその登録を取り消した。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 中長期的な財政計画の検討

会員数の動向及び今後における連合会事業の方向性を斟酌しつつ、一般会計及び特別会計における中長期的なシミュレーションを行う中で、連合会の財政の在り方を検討するこ

ととしているが、まずは平成 26 年度までの検討結果を確認し、過去 10 年間と今後 10 年間における推移が分かる資料の作成に取り組むことに定め、平成 23 年度から同 26 年度までの 4 年度分を考慮した将来 10 年度分のシミュレーションの作成及び精査・分析を行った。

(2) 予算執行の適正管理

効率的な会務運営を行うため、平成 27 年度予算に則り、計画的な予算執行について管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、現状を確認の上、改善すべき点を洗い出し、順次改めた。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

第 30 回写真コンクールは、記念大会として 2 部門制で開催したところ、38 名から計 81 作品の応募があり、第 72 回定時総会において審査結果を公表し、会報 8 月号に掲載した。第 31 回同コンクールは、従来の 1 部門制で開催するほか、土地家屋調査士会員を対象としたインターネット投票を実施する方向で検討を重ねた。

また、第 30 回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会は、九州ブロック協議会及び長崎県土地家屋調査士会のご協力により、平成 27 年 9 月 27 日、28 日にパサージュ琴海アイランドゴルフクラブにおいて開催し、122 名が参加した（観光は別に 32 名が参加）。第 31 回同大会は、北海道ブロック協議会のご協力により、平成 28 年 7 月 3 日、4 日に開催する予定で計画を進めている。

併せて、親睦事業の在り方についても、引き続き検討した。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

賠償責任保険、測量機器総合保険、団体所得補償保険及び総合生活補償保険等への加入について、会報及び E メールマンスリー等で促進を図り、共済会事業を支援した。

(3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進

土地家屋調査士国民年金基金と連携して、E メールマンスリー等により加入の促進を図った。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均一化された良質な土地家屋調査士業務を提供するための会務運営（指導・連絡、研修、広報）の環境の維持及び整備等を目的に、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を行うことについて、平成 27 年 6 月 30 日付け日調連発第 85 号をもって、対象となる土地家屋調査士会（10 会）及び助成金額等について各土地家屋調査士会へ通知し、同年 10 月末日までに当該土地家屋調査士会の全てに助成金総額 9,965,085 円を交付した。該当土地家屋調査士会における執行状況については、下表のとおりである。

会名	会員数 (個人)※	交付額	主な用途
山梨会	147	632,911	広報（新聞広告、ホームページリニューアル）
鳥取会	70	1,300,000	研修（研修会開催）、広報（テレビCM・制度広報対応）
島根会	111	822,784	広報（テレビCM・新聞広告・雑誌広告・グッズ作成）、 研修（講師料）
佐賀会	116	759,493	広報（新聞広告・ポスター作製・イベント協賛）、研修 （講師料）
秋田会	134	696,202	広報（新聞広告）、研修（機材購入・研修会開催）
青森会	135	696,202	広報（ポスター制作）、研修（研修会開催）
函館会	58	1,580,000	広報（新聞広告・グッズ購入・シンポジウム開催）、研 修（研修会開催）
旭川会	58	1,580,000	広報（ホームページリニューアル・広報グッズ作製・パ ンフレット作製・シンポジウム開催）、研修（研修会開 催）
釧路会	81	1,138,000	広報（シンポジウム開催）、研修（機材購入・研修会開 催）
高知会	121	759,493	広報（新聞広告・チラシ）
	計	9,965,085	

※ 平成 27 年 4 月 1 日現在

また、次年度の実施をより効果的なものにするため、報告書様式を当該土地家屋調査士会へ送付するとともに、平成 28 年 1 月 13 日に当該土地家屋調査士会の会長等と連合会財務部担当役員による意見交換会を行った。

本事業助成は、運用状況を検証しつつ、当面、平成 28 年度まで実施する予定としているが、対象となる土地家屋調査士会への影響を考慮すると、最終年度に当たる平成 28 年度において、平成 29 年度以降の方向性を示す必要性があることから、同年度以降の本事業助成の在り方を検討するに当たり、当該土地家屋調査士会から提出された報告書を検証するとともに、各ブロック協議会においての検討をお願いした。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「調査・測量実施要領」に関する事項

各土地家屋調査士会等からの照会等に適宜対応しており、平成 27 年度における対応件数は 19 件（平成 28 年 4 月 11 日現在）となっている。

(2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書作成ソフト（旧版）等に関する各土

地家屋調査士会等からの照会等に適宜対応しており、対応件数は111件（平成28年4月11日現在）となっている。

また、会員の利便性向上と各土地家屋調査士会における照会等の負担軽減を図るため、同報告書作成ソフトについての問合せをまとめた「Q&A」を連合会ホームページに公開した。

また、同報告書（改定版）作成ソフトに関する各土地家屋調査士会等からの問合せについては、3月の公開から約126件（平成28年4月11日現在）となっており、順次回答している。

(3) 業務・報酬の調査について

① 「平成26年度取扱事件年計報告書総合計表」の取りまとめについて

各土地家屋調査士会から提出のあった標記の総合計表を集計及び分析し、取りまとめた資料を、平成28年2月25日付け日調連発第312号をもって各土地家屋調査士会へ送付した。

② 「平成27年度取扱事件年計報告書総合計表」の集計について

各土地家屋調査士会の提出期限を3月31日（木）とし、集計を行っている。

2 筆界特定制度に関する事項について

(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携

今後の方向性と課題について検討していくため、平成27年12月15日に筆界特定制度推進委員会と日調連ADRセンターにおいて、各土地家屋調査士会の現状や取組について意見交換した。

また、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について、平成28年2月22日に法務省民事局民事第二課と協議し、平成28年度の取組について検討した。

(2) 筆界特定制度の検討及び指導

「境界鑑定講座及び筆界特定制度の実情に係る実態調査集計報告書」（平成27年3月9日付け日調連発第333号を参照）等を基に、各土地家屋調査士会が取り組む筆界特定制度の新たな問題点等を洗い出し、今後の指導等について検討している。

また、各土地家屋調査士会において研修要領（モデル）を参考に研修に取り組めるよう企画等について検討している。

(3) 研修要領（モデル）の作成

筆界特定能力と説明力量の保持と向上のため、必要とされる習熟内容を検討し、各土地家屋調査士会等で研修に取り組めるよう5項目に分けた研修資料を作成しており、各土地家屋調査士会に配布することとし準備を進めている。

3 登記測量に関する事項について

(1) 登記基準点についての指導・連絡

各土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検作業を行い、申請者からの照会等に対応している。

申請状況等は次のとおり。

① 認定された登記基準点（平成 27 年度）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
大分	臼杵市大字深田地区	2級	2点	2015/4/ 9	認定
岐阜	本巣市高砂・三橋地区	4級	65点	2015/4/20	認定
岐阜	高山市地内	2級 3級	1点 27点	2015/4/22	認定
大阪	貝塚市畠中一丁目地区	1級	2点	2015/4/24	認定
愛知	稲沢市高御堂地区	3級	8点	2015/5/ 8	認定
兵庫	丹波市氷上町地区	2級	5点	2015/5/14	認定
香川	三豊市高瀬町地内	1級 2級	3点 9点	2015/6/16	認定
福岡	鞍手郡鞍手町新延地区	1級 2級 3級	2点 2点 6点	2015/6/16	認定
沖縄	沖縄本島全地区（除く伊江島・今帰仁地区）	1級	233点	2015/7/23	認定
愛知	飛島村全地区	3級	33点	2015/8/11	認定
和歌山	新宮市三輪崎二丁目、三丁目地区	3級	7点	2015/9/ 1	認定
沖縄	沖縄本島南部地区（一次・二次）	1級	80点	2015/9/ 7	認定
兵庫	西宮市柳本町地区	3級	2点	2015/9/25	認定
福岡	八女市・八女郡広川町地区	2級	9点	2015/10/23	認定
岐阜	岐阜市太郎丸諏訪ほか7地区	3級	14点	2015/11/ 4	認定
岐阜	岐阜市出屋敷地内	2級 3級 4級	4点 4点 38点	2015/12/ 1	認定
愛知	江南市東野地内	3級	8点	2015/12/ 1	認定
鳥取	米子地区 日吉津村地内	2級 3級	7点 23点	2016/3/31	認定

認定：18 地区 1 級 320 点、2 級 39 点、3 級 132 点、4 級 103 点 合計 594 点

② 現在までの認定登記基準点数（平成 20 年から平成 28 年 3 月 31 日現在まで）

認定：98 地区 1 級 693 点、2 級 183 点、3 級 735 点、4 級 789 点 合計 2,400 点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携

日調連データセンターシステム（試行的な認定登記基準点の位置情報の公開（<http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>））の維持管理をしている。

現在のシステムで表示される地図はGoogleマップとなっているが、国土地理院地図（標準地図、国土画像情報、東日本大震災被災地震災直後オルソ画像等）の表示も可能とするため、表示地図の選択が可能となるシステムに更新する予定とし準備を進めている。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

会員にとって実務に役立つ重ね図技術の普及を主眼として発刊した『「重ね図」作成手引

書』を連合会Webサイトの「会員の広場」に公開しており、会員にその作成方法等の理解を図るため、eラーニングコンテンツとして作成している。

公開については、5月を予定している。

(4) ネットワーク型 RTK 及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討

同調査について、平成 27 年 10 月 19 日付け日調連発第 173 号で各土地家屋調査士会宛てに通知し、40 会から寄せられた意見を集計している。

今後は、ネットワーク型 RTK 観測法を不動産の表示登記において一層の活用を図りたく検討するため、法務省民事局民事第二課との協議を予定している。

4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂

(1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成作業

平成 25 年 3 月 21 日付け日調連発第 355 号に基づき各土地家屋調査士会から寄せられた意見等を参考に改訂作業の方向性等を協議しており、執務規程と標記実務要領の素案について継続して協議を行っている。

5 不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の改定

(1) 法務省への照会文書及び各土地家屋調査士会への通知文書等について

次の文書を法務省及び各土地家屋調査士会に発出した。

① 不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書（改定案）について（報告）

各土地家屋調査士会宛て（平成 27 年 11 月 27 日付け日調連発第 236 号）

② 不動産登記規則第 93 条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告に係る報告書の様式の改定について（照会）

法務省民事局長宛て（平成 27 年 12 月 17 日付け日調連発第 256 号）

③ 不動産登記規則第 93 条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告に係る報告書の様式の改定について（通知）

各土地家屋調査士会宛て（平成 28 年 1 月 12 日付け日調連発第 280 号）

④ 不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書（改定版）作成ソフト 1.0 版の公開について（お知らせ）

各土地家屋調査士会宛て（平成 28 年 3 月 3 日付け日調連発第 322 号）

(2) 各ブロック協議会においての説明会

次の日程で、各ブロック協議会において同報告書の改定経緯、要旨、様式解説、作成ソフトについて説明した。

ブロック	開催日	時間	開催場所	出張者
中 部	1月19日(火)	13:30~17:15	愛知会	菅原、戸倉、佐藤、三田
北海道	1月20日(水)	13:00~17:00	札幌会	菅原、戸倉、佐藤、三田
関 東	1月22日(金)	13:00~15:30	東京会	菅原、佐藤、三田
九 州	1月23日(土)	13:30~17:00	はかた近代ビル	菅原、戸倉、佐藤、三田
東 北	1月26日(火)	13:30~16:45	宮城会	菅原、佐藤、吉崎
中 国	1月28日(木)	13:30~17:30	広島会	菅原、戸倉、三田
四 国	1月29日(金)	13:30~16:45	愛媛会	菅原、戸倉、三田
近 畿	2月 2日(火)	13:00~16:30	大阪会	菅原、戸倉、三田、吉崎

(3) 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改定版作成ソフトについて

① 同報告書改定版作成ソフト（試行版）の提供について

各ブロック協議会から、会員への研修で利用する説明用ソフトの提供について要望されたことから、次の文書を発出した。

ア 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改定版作成ソフト（試行版）の提供について【ver. β版】

各ブロック協議会長宛て (平成28年1月26日付け日調連総発第576号)

イ 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改定版作成ソフト（試行版）の提供（2回目）について【ver. 0.1版】

各ブロック協議会長宛て (平成28年2月15日付け日調連総発第627号)

② 同報告書改定版作成ソフトの開発について

業務部において、ソフトの不具合の修正等の対応をしており、アップデート1.1版を公開するため準備を進めている。

同ソフトは連合会ホームページ「会員の広場」に公開しており、各土地家屋調査士会から寄せられた問合せ等を反映したQ&Aを作成し、公開の準備を進めている。

6 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査

(1) 業務実態調査の検討

平成28年度に同調査を実施することとし、調査概要及び調査内容について検討した。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習の運用

- ① 平成 26 年度に更新した C P D 管理システムについて、維持・管理を行った。
- ② ホームページに掲載している C P D 制度 Q & A 等の整備、改訂を行い、必要に応じて随時更新を行った。
- ③ 各土地家屋調査士会から寄せられる研修科目や C P D の運用上の質問や問合せ等を協議し、C P D ポイントの取得の促進と活用、研修に対する意識向上を目標に、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会を開催した。
- ④ C P D 研修情報（ポイント）について公開に向けた対応を行い、平成 28 年度公開に向けての準備を進めた。

(2) 新人研修の実施・検討

- ① 平成 27 年度土地家屋調査士新人研修の実施を各ブロック協議会に委託した結果、以下のとおり開催され、8 ブロック合計 349 名の申込みがあり、345 名が受講・修了した。

関 東ブロック	平成 27 年 9 月 19 日（土）～21 日（月）	修了者数：157 名
近 畿ブロック	平成 28 年 1 月 23 日（土）～24 日（日）	修了者数：42 名
中 部ブロック	平成 28 年 1 月 29 日（金）～30 日（土）	修了者数：49 名
中 国ブロック	平成 27 年 11 月 20 日（金）～22 日（日）	修了者数：17 名
九 州ブロック	平成 28 年 1 月 30 日（土）～2 月 1 日（月）	修了者数：31 名
東 北ブロック	平成 28 年 2 月 22 日（月）～24 日（水）	修了者数：22 名
北海道ブロック	平成 28 年 1 月 28 日（木）～30 日（土）	修了者数：14 名
四 国ブロック	平成 28 年 1 月 29 日（金）～31 日（日）	修了者数：13 名

なお、ブロック割、単位会割、講師料の助成金については、関東ブロック協議会開催前の平成 27 年 9 月 7 日に送金し、受講者割分の助成金は、全ブロック終了後の平成 28 年 3 月 22 日に送金した。

- ② 平成 28 年度土地家屋調査士新人研修の実施内容を周知するとともに、各ブロック協議会へ実施を委託した（平成 28 年 3 月 2 日付け日調連発第 320 号）。
- ③ 予算等の合理化と全国的な研修の統一性を図ることを視野に、新人研修の統一的な部分についての D V D 作成について検討し、対応を進めた。

(3) e ラーニングの拡充・整備と運用

- ① コンテンツの更なる拡充を図るため、平成 26 年度に引き続き株式会社東京リーガルマインド（L E C）と契約締結し、種々に及ぶコンテンツの充足を図り、平成 27 年度は 8 本のコンテンツを収録した。

（近日中公開）

- ・ 相続税・贈与税の改正の動向
- ・ 事務所経営に関する問題①～③
- ・ 教養のための会社法
- ・ コーチング理論の概要

- ・ 「プロフェッショナル」と呼ばれるにふさわしい士業のためのビジネスマナー
 - ・ 会社法と不動産の権利関係
- ② 「土地家屋調査士基礎研修 民法講義債権法その2①及びその2②（講師：相場中行弁護士）」の2本のコンテンツを収録し、公開した。
- ③ 「重ね図」についてのコンテンツ（講師：日調連技術センター委員）の収録を行い、コンテンツ化に向けて準備中である。
- ④ eラーニングの様々な活用方法を検討した。
- （eラーニングアクセス状況）
- ・ 平成25年度：アクセス数4,556件、ユーザー数1,484名
 - ・ 平成26年度：アクセス数4,037件、ユーザー数1,436名
 - ・ 平成27年度：アクセス数12,424件、ユーザー数3,004名
- (4) 研修体系及び研修の充実の検討
- 講師団名簿については、各土地家屋調査士会へ推薦の依頼を行い（平成27年8月10日付け日調連発第112号及び第113号）、内部講師については、各土地家屋調査士会へ周知した（平成28年1月15日付け日調連発第282号）。
- (5) 研修ライブラリの運用
- 各土地家屋調査士会、各ブロック協議会及び連合会が企画し実施する研修の内容等の情報共有化を目的に、平成26年度に改修した研修ライブラリの充実と利用促進を図った。なお、平成28年3月31日現在、7ブロック23会から計125件の研修情報が登録されている。
- (6) 研修用教材の運用・更新
- 会員必携解説DVD（eラーニング）の作成に着手し、平成28年度のリリースに向けての準備を進めた。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

- (1) 联合会報、Webサイト等を利用した受講者の促進について
- ・ 会報10月号（No.705）から12月号（No.707）まで、受講者の体験談を掲載した。
 - ・ 受講促進のためのパンフレット（電子データ版）を作成し、各土地家屋調査士会への周知及び联合会Webサイトへの掲載を行った。
 - ・ 土地家屋調査士試験の口述試験が行われた会場（8法務局）に、第11回特別研修に係る募集要項等一式を送付し、同試験実施時に全受験者に対して配布した。
- (2) 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 第12回を迎えるに当たり、今後に向けての実施方針・実施計画を検討した。

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

過去の特別研修受講者（ADR認定土地家屋調査士）会員に向けた研修について、協議、

検討した。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 制度広報に関する事項

① 土地家屋調査士の日に関する啓発活動

ア 『週刊文春』への広告掲載

平成 27 年 7 月 23 日発売の『週刊文春』にインタビュー形式のタイアップ記事を掲載した。また、制度広報用に同記事の増刷りを各土地家屋調査士会へ送付した（平成 27 年 8 月 3 日付け日調連発第 104 号）。

イ 特設ページの開設

平成 27 年 7 月 10 日～31 日の間、連合会 W e b サイト内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から 5,564 名の応募があった。第 3 回広報部会において抽選を行い、iPad Air 5 名、旅行券 3 万円 3 名、Q U O カード 100 名、地識くんシール 500 名の当選者を決定した。また、抽選結果等について W e b サイトで報告した。

ウ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

後段で報告する。

エ 『境界紛争ゼロ宣言!!』ポスターの配布

平成 26 年度に作成した『境界紛争ゼロ宣言!!』ポスターの継続使用することとし、追加が必要な会へ必要部数を送付した。

② 制度広報ツールの企画及び作成並びに発信

ア 『境界紛争ゼロ宣言!!』の P R 活動

(ア) ピンバッジの作成

平成 26 年度に作成した『境界紛争ゼロ宣言!!』ロゴマークのピンバッジを連合会分も含め各土地家屋調査士会から 878 個の注文を受け、再度作成し、有償頒布を行った。今回は前回同様のピンタイプに加え、車ピンタイプ（裏が安全ピンタイプのもの）も作成した。

(イ) ポケットティッシュの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』ロゴマークを利用したポケットティッシュを作成し、各土地家屋調査士会へ送付した。

(ウ) シートシールの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』ロゴマークを利用したシートシールを作成し、各土地家

屋調査士会へ送付した。

イ メディア等を利用した広報活動

近畿ブロックで作成したアニメ動画を活用したインフォーマーシャルを、BS朝日（BS5ch）において、平成28年2月期に13回放送した（平成28年2月3日付け日調連発第299号）。

なお、平成27年2月にBSジャパンで放送された『境界をさがせ！～3人の土地家屋調査士たち～』のDVDを各土地家屋調査士会へ配付した（平成27年5月25日付け日調連発第55号）。

ウ 『マンガでわかる土地家屋調査士のしごと』の有償頒布

連合会分を含め、各土地家屋調査士会から17,650部の注文を受け、小冊子『マンガでわかる土地家屋調査士のしごと』の有償頒布を行った。

エ 日本経済新聞への広告掲載

平成27年9月23日の日本経済新聞（朝刊・全国版）へ「士業トップメッセージ」として、企画広告を掲載した。

③ 表示登記無料相談会等の実施

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、平成27年7月から10月にかけて各土地家屋調査士会の協力を得て全国の530会場で開催され、電話による相談を含め529件の相談を受けた。

また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスターのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ配付するとともに、開催費用として各土地家屋調査士会に6万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ホームページ（会員の広場）において公開した。

イ G空間EXPO2015

平成27年11月27日（金）に1日開催でG空間EXPO2015において、シンポジウム「G空間社会に馴染んだ新たな不動産表示登記制度を考える」を実施した。参加者135名。

④ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書2016』を平成28年3月25日に発刊し、関係各所へ配布した。

(2) 社会広報に関する事項

① 人材育成に関して教育機関等との連携

ア 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

同学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報に掲載した（6月号・No.689、12月号・No.707）。

イ 「13歳のハローワーク公式サイト」への情報提供等

同サイトへの情報提供及び職業解説ページへのスポンサーのほか、同サイトが各地で開催する出張授業等へ社会人アドバイザーとして土地家屋調査士を紹介することを検討し、各土地家屋調査士会へ文書発信した（平成28年1月29日付け日調連発第296号）。

ウ 資格情報誌への広告掲載

リクルート社発行の『稼げる資格』（2015年下半期版）へ特集記事広告を掲載した。

エ クリアファイルの作成

平成26年度に作成した土地家屋調査士試験受験者拡大へ向けた啓発ポスターのデザインを利用したクリアファイルを作成し、各土地家屋調査士会へ送付した。

② 寄附講座・出前授業・講演会の推進及び支援

ア 寄附講座の開講状況に関するアンケートの実施

ブロック協議会及び土地家屋調査士会において寄附講座が開催できる環境づくりの支援のため、全国の開講状況に関するアンケートを行い、連合会Webサイトにおいて公開した。また、同時に出前授業に関するアンケートも行い、同様に連合会Webサイトにおいて公開した。

③ 防災に関する活動の推進及び連携

ア 海拔表示板設置事業の推進

土地家屋調査士制度のPRと社会貢献事業の一環として平成24年度から海拔表示板の設置事業を推進している。平成27年度においては、岩手会及び静岡会の協力の下、次のとおり海拔表示板の設置が行われた。

岩手県大船渡市 1か所

静岡県伊東市 12か所

静岡県熱海市 10か所

(3) 各土地家屋調査士会広報部との連携

業界全体の意識や情報の共有化を図るとともに、連合会担当役員及び広報員が地元ブロック等の企画に参加・取材するなどして各土地家屋調査士会広報部が制度広報に取り組み易い環境づくりを推進した。

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信

会員の業務に参考になる情報を掲載することを目的として「事務所運営に必要な知識」を平成27年度も継続して連載した。

(2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信

土地家屋調査士を取り巻く社会的変容に対応するために、制度と業務に関連する各種シ

ンポジウムや研究会に出席・取材し、情報の提供を行った。

(3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介

各土地家屋調査士会で行われているシンポジウムや研修会等を取材するなどして、情報提供を行うとともに、各土地家屋調査士会で行われている特色ある取組や名産、観光地などを紹介する「愛しき我が会、我が地元」を継続して連載した。同企画は平成28年2月に全ての土地家屋調査士会の掲載が一度終了したが、継続して連載することとし、各土地家屋調査士会へ依頼文書を発信した（平成27年12月1日付け日調連発第243号）。

(4) その他

「ちょうさし俳壇」について、昭和59年4月の企画創設以来、選者をしていただいていた水上顧問から平成28年3月号をもって退任の意向が示されたため、後任等について検討し、平成28年4月号から深谷健吾氏に選者を変更した。

3 情報の収集に関する事項

(1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集

土地家屋調査士の制度と業務に関連する地籍問題研究会やシンポジウム等に出席し、情報収集を行っている。

(2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集

F I G及び東南アジア測量大会に関する記事を会報に掲載するほか、国際地籍学会が主催する第10回国際地籍シンポジウム（台湾）に関する情報収集を行った。

(3) 東日本大震災への対応及び災害復興に関する情報収集

東日本大震災からの復興に関する情報収集を行うとともに、災害への備えと土地家屋調査士の関わりを見つめるシリーズ「自然災害と向き合う—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—」を企画・掲載した。また、3月号には第2回全国会長会議において福島会から報告された「東日本大震災後の福島の実状報告」の内容を掲載した。

4 その他

(1) 『国土調査』への特別寄稿

全国国土調査協会からの依頼により、同協会発行の機関誌『国土調査』へ特別寄稿の連載を開始した。

七 社会事業部関係

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 受託体制の整備

土地家屋調査士法を遵守した入札の理解を求めるために、公益社団法人又は一般社団法人である公嘱協会、土地家屋調査士法人、個人の土地家屋調査士が参集して組成するJVなど、多様な受託体制が整備されるよう取り組んだ。

また、入札参加資格などの入札条件について農林水産省と情報を交換した。

(2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

公共嘱託登記関連業務について、各土地家屋調査士会等からの情報収集に努め、その結果を基に、土地家屋調査士会と協力し、土地家屋調査士法を遵守した業務発注について官公署等に理解を求めた。

また、官公署等への土地家屋調査士業務の啓発のためのパンフレットの在庫がなくなったため、改訂版を作成し、各土地家屋調査士会宛てに発送し、各地域の関係官公署等へ配布することとしている。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

不動産登記法第14条地図作成作業に係る作業工程等について、法務省民事局民事第二課と協議し、提言を行った。

平成27年4月1日に、不動産登記法第14条地図作成作業規程等が改定又は策定が行われたところ、同規程等の改定又は策定の要点解説を作成し、同年8月27日付け日調連発第125号をもって、各土地家屋調査士会宛てに所属会員への周知をお願いした。

また、同課から、各法務局・地方法務局に同規程等の解説を送付したとの連絡を受け、同年11月5日付け日調連発第202号をもって同解説を各土地家屋調査士会へ送付し、会員への周知を図った。

なお、同規程の解説書の改訂については、法務省民事局民事第二課と協議している。

地籍調査事業については、同事業に土地家屋調査士が参画することについての研究を行うとともに、国土調査法第19条第5項申請の利用促進の方法について、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議し、会報誌を通じて、会員に対し、当該制度の紹介を行った。

3 土地家屋調査士関連業務の拡大に関する事項

業務拡大について、土地家屋調査士法第3条業務以外の業務について検討した。

「空家問題」への土地家屋調査士の役割について、制度対策本部及び研究所と連携し、土地家屋調査士が果たすべき役割について継続的に検討を行っているところ、まずは、土地家屋調査士が空家問題の解決への一助を担っていることを、地方自治体に広く知らしめるためのチラシを作成し、各土地家屋調査士会宛てに発送し、各地域の関係官公署等へ配布することとしている。

4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

釧路土地家屋調査士会及び宮崎県土地家屋調査士会からの要請を受け、ADR法における「認証」に係る連合会の事前面談を行った。

全国の土地家屋調査士会に設置されているADRセンターが、国民に広く活用されるように、各センターの実情や筆界特定制度との連携を踏まえ、今後のADRセンターの在り方について検討を行うとともに、各ADRセンターが法テラスの地方事務所と連携できるように法テラス本部との連携を図った。

なお、ADR法における「認証」に係る連合会の事前面談の方法については、継続協議中である。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

土地家屋調査士会が行う防災協力等の方法について、内閣府と協議した。

八 研究所関係

平成27年8月25、26日に第1回研究所全体会議を開催し、全ての研究員参集の下、研究方針の説明や研究員の意見、さらに、今後の研究の進め方等について、意見交換と情報交換を行った後、同年9月から、各テーマごとに在宅で連絡を取り合いながら研究の進め方等について、意見交換を行った後、同年10月、11月には、各テーマごとの会議を本格的に開催してきた。

同年12月には、テーマ「最新技術」に関する研究において、実証実験を行ったところであるほか、空家問題に関するアンケート集計結果について配信する等、研究過程における本格的な活動を行ってきたところである。

平成28年1月からは筆界に関する研究について制度対策本部と連携した活動を行うほか、諸外国・地籍国際標準化のテーマにおいても情報収集を活発に行ってきたところである。

また、制度対策本部や各部における事業に対して、人的協力、資料情報提供面で必要に応じサポートを行ってきたところである。

各研究の中間報告については、連合会会報において、平成28年4月号から、各テーマごとに順次掲載しているが、事業ごとの研究・対応の詳細は以下のとおりである。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地家屋調査士業務に係る土地法制に関する研究

不動産登記法上の筆界の特定の要素の中の、「地域性」について、平成26年度は、一部の研究員の所属地域を例に、調査・研究を行ってきたが、平成27年度は、これを全国的に拡大し、その成果を利活用して、個々の会員がその専門性を磨くための資となるような研

究に力を注ぎ、全国の土地法制に関して体系的な取りまとめを行うことを視野に入れた研究を行う。本研究は、長期にわたる研究計画であると捉えて進めていきたいと考えており、この分野で活発に取り組んでいる近畿ブロック協議会へ資料収集について協力をお願いし、平成 28 年 2 月 26 日に同ブロック協議会の担当者と打合せを行ったところである。

(2) 土地家屋調査士業務に係る測量技術に関する研究

平成 26 年度に「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」をテーマに掲げ、UAV 及び空中写真等から DEM/DSM などを生成する技術や QZSS（基準点測量）の土地家屋調査士業務への利活用の可能性を探る研究を行ってきたが、平成 27 年度においても、上記に基づく研究テーマを「最新技術に関する研究」とし継続的に研究を進めてきたところである。

とりわけ、「G 空間社会」の実現に向けた施策が検討される中でのオープンな基準点維持管理、QZSS（準天頂衛星システム）7 機体制が取りざたされる現在の土地家屋調査士における測位制度の在り方、さらには、UAV 普及により、写真測量を業務に取り入れる環境が整いつつある状況を踏まえ、近年、発展のめざましい「SfM・MVS（Structure from Motion /Multi View Stereo）と呼ばれるコンピュータービジョン技術の利用と派生成果の活用等にスポットを当て研究に取り組んできた。

また、平成 28 年 1 月 12 日、制度対策本部・業務部（日調連技術センター）・社会事業部（地図対策室）等と連携し、法務省職員を交えた準天頂衛星システム（QZSS）を利用した LEX 観測とネットワーク型 RTK 観測の比較による不動産登記制度への利用に関する実証実験を先般、皇居周辺の基準点を利用して行い、民事第二課職員へ LEX 観測精度検証による登記測量への実用性について説明し、デモを行った。

(3) 土地家屋調査士業務に係る法整備に関する研究

上記に基づいた研究テーマを『「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権」に関する研究』とし、立会代理権や隣地所有者の特定調査に関する問題など、土地家屋調査士の日常業務の中で、立会いを行うに当たり、困難な問題がある中、これらの改善に向け法整備も視野に入れた中で研究を進め、次世代の土地家屋調査士像に迫る研究を行うことで制度対策本部と連携しながら進めている。

また、不動産登記法の権利に対する対抗力だけで不動産管理はできない社会となり、その様な社会に対応した民法の精神も十分に踏まえた法改正の研究を進めてきたところである。

さらに、制度対策本部で行う顧問との打合せ会における資として、当該テーマ研究の間成果を提供した。

(4) 土地家屋調査士業務に係る社会問題に関する研究

上記に基づいた研究テーマを『「空家対策法に対する問題点」に関する研究』とし、社会問題として明確化された空家問題やマンションの所有に関する問題、さらには、相続にお

いて手続に支障を来たしている問題など、いずれもこれらについての全般的な管理者の必要性和その管理者について土地家屋調査士の職能を生かしていく必要性について、日本司法書士会連合会を始め関係団体における有識者等とも意見交換・情報収集、さらに、各都道府県の取組の現状や土地家屋調査士会の対応状況等を把握しながら研究を進めていくため、平成27年10月9日付けで各土地家屋調査士会へアンケートのご協力をお願いし、同年12月25日付けで同じく集計結果を発信した。また、同アンケートのまとめを中間報告とするとともに、制度対策本部とも連携し、空家等対策の日本司法書士会連合会、法務省との三者連携での取組についても対応してきた。

2 世界の地籍制度に関する研究

(1) 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究

アジアの近隣の国、地域を始めEU諸国及び東南アジア地域を始めとする諸外国の地籍制度・登記制度等の研究を重ね、諸外国同士の比較や日本における制度との比較を目指して進めてきた。特に東アジア（韓国・台湾）、東南アジア（カンボジア）、南アジア等を中心に研究を行ってきた。

また、法務省の司法法制部国際協力部との打合せも行い国際的な法曹支援事業についても情報収集してきたところである。

(2) 地籍管理に関する国際標準化についての研究

国際測量者連盟（FIG）が提唱し、ISO/TC211において策定が進められている土地行政管理領域モデル（LADM）に関する調査研究及び世界の地籍制度の国際比較を行うことにより、現在問題となるTPPとも絡め、日本における表示登記制度・土地家屋調査士制度の制度的意義を明らかにするための研究を行っているところである。

また、権利、責任、制限等々、人と土地の間にある様々な地籍情報が位置情報を含め国際標準化（ISO19152）されている昨今の情勢の中で、IoT（Internet of Thing）を利用した第4次産業革命のものづくりをする自動車産業を始め、あらゆる産業機器のネットワークツールの基盤情報として利用されようとしている。この様な状況をいち早く捉え、土地家屋調査士業界においても不動産登記法の枠内に捕らわれることがなく、地籍制度の大枠の視点からの探究を行っている。

(3) 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立

自然災害の復興支援において、土地、あるいは地籍の管理データがいかに重要であるかを訴え、FIG、国連の外部団体等、様々な非政府組織間の国際的な協力体制を可能とするネットワークの確立に関する研究、検討、対応を行ってきたところである。前述のLADMは自動車産業と連携したJFSとの共同研究に発展しようとしている。

3 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

これまで連携を図り、研究所の役員や研究員が定例研究会において積極的に研究発表を行ってきた「地籍問題研究会」について、更に連携を深めながら、引き続きあらゆる学界（地籍学、地理学、測位学、情報工学等）と積極的に研究交流を行ってきたところである。

また、「日本地理学会」「測位航法学会」「司法書士総合研究所」「東京財団」「国絵図研究会」「Q B I C & S P A C」、「人文地理学会」など、あらゆる学会等組織の開催する大会等への参加を含めた積極的な連携を図ってきた。

さらに、定例研究会の在り方自体についても研究所内部での検討を行ってきたところである。

4 会長から付託された事項の研究

平成 27 年度は特段の事項はなかったものの付託事項に対して、的確に研究を進めていくよう情報収集を行っていくこととしている。

5 前年度研究成果の利活用について

制度対策本部及び関係各所への協力とサポートを必要に応じ行ってきた。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 10 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を得るために必要とする土地家屋調査士法第 3 条第 3 項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）として、平成 26 年度に実施した「第 10 回土地家屋調査士特別研修」の結果を踏まえ、平成 27 年 10 月 1 日に 206 名が同法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受け、合計の同認定者数は累計 5,836 名となった。

全会員 17,017 名に対し、累計の受講率は 45.8%、累計の A D R 認定土地家屋調査士の割合は 34.3%である。（平成 27 年 10 月 1 日現在）

2 第 11 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

「第 11 回土地家屋調査士特別研修」は、平成 28 年 1 月 18 日に法務大臣から土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 1 号の研修指定を受け、全区分合計 253 名の受講者を対象として、同年 2 月 5 日から 4 月 2 日まで約 2 か月間にわたり本研修を実施した。

＜第 11 回実施概要＞

基礎研修：平成 28 年 2 月 5 日（金）～7 日（日）（全国 28 会場）
グループ研修：平成 28 年 2 月 8 日（月）～3 月 10 日（木）（会場は任意）

集合研修・総合講義 : 平成 28 年 3 月 11 日 (金) ~13 日 (日) (全国 10 会場)
考 査 : 平成 28 年 4 月 2 日 (土) (全国 8 会場)